

る請求権は国によって放棄されている。日中共同声明5項にいう「戦争賠償の請求」は、中国国民の日本国及びその国民に対する請求権を含むものとして、中華人民共和国政府がその「放棄」を宣言したものである。

以上の通り、控訴人らの請求は、この観点からも容認される余地がないことが明らかである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件各行為及びその背景事情等について

証拠（甲3ないし11, 17, 22ないし24, 38ないし45, 73, 91, 100ないし102, 114, 118, 121ないし125, 127, 138ないし142, 144, 145, 147, 153ないし155, 157, 158, 160, 190ないし205, 208ないし210〔枝番のあるものはそれを含む。〕，当審における証人近藤，同石田，原審における控訴人李本人，同控訴人周本人，原審及び当審における控訴人劉本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（一部公知の事実を含む。）。

(1) 日本軍は、1931年のいわゆる満州事変を発端として、当時の中華民国本土への軍事的介入を開始し、1937年7月7日のいわゆる盧溝橋事件を切っ掛けに、中華民国政府と交戦状態となった。日本軍の北支那方面軍は、同年10月初めころ山西省に侵入し、同年11月8日に省都である太原を占領した後、敗戦に至るまで8年近く同地域の占領を続けた。なお、日本軍が占領した地域には、日本軍人による強姦事件を防ぐ等の目的で、「従軍慰安所」が設置され、日本軍の管理下に女性を置き、日本軍将兵や軍属に性的奉仕をさせた。八路軍が1940年8月に行った大規模な反撃作戦により、日本軍北支那方面軍は大損害を被ったが、これに対し、北支那方面軍は、同年から1942年にかけて徹底した掃討、破壊、封鎖作戦を実施し（いわゆる三光作戦），日本軍構成員による中国人に対する残虐行為も行われることがあった。このような中で、日本軍構成員らによって、駐屯地近くに住む中

国人女性（少女を含む。）を強制的に拉致・連行して強姦し、監禁状態にして連日強姦を繰り返す行為、いわゆる慰安婦状態にする事件があった。

## (2) 控訴人李の被害事実等

控訴人李は、1927年春、山西省孟県八区李庄村（現在の山西省孟県西播郷李庄村）の農家に3人兄弟の末っ子として生まれ、1942年当時、父母及び兄と4人で暮らしていた。

なお、控訴人李は、当時の中国の風習に従って幼少時に纏足をしたため、歩行が困難で、走ることは全くできない。また、当時のこの地方の女性たちに一般的なことであったが、全く就学の機会がなかったため、字の読み書きをすることができない。（これらの点は、控訴人劉、控訴人周及び控訴人陳についても同様である。）

控訴人李は、1942年旧暦8月ころ（新暦の9月ころ）、日本軍兵士によって自宅から日本軍の駐屯地のあった進圭村に拉致・連行され、駐屯地内のヤオドン（岩山の横穴を利用した住居。転じて、横穴を穿ったものではなく、煉瓦や石を積み重ねて造った建物も指す。）に監禁された。その当日、駐屯地内の砲台の中の部屋に連れて行かれ、日本軍兵士に強姦されたのを初めとして、後記のように5か月ほど後に自宅に運ばれるまでの間、上記のヤオドンあるいは砲台の中の部屋で、ほとんど毎日のように複数の日本軍兵士に強姦を繰り返された。当時、控訴人李は、15歳で未婚であり、性体験はなく、性行為についての知識もなかった。

控訴人李は、監禁されて5か月ほど経ったころ、強姦に来る者の中でひときわ残酷な対応をすると感じていた者から強姦されようとした際、抵抗したことろ、その者からベルトで顔面を殴打されたり、左大腿部を軍靴で蹴り付けられたり、こん棒で頭を殴られるなどの暴行を受け、大怪我を負わされた。控訴人李は、見張りの者によって進圭村の民家に運ばれたが、それを伝え聞いた兄によって数日後自宅に搬送された。

その後、控訴人李は、20歳のころ結婚し、夫との間に4人の子供が生まれ、現在は、夫と2人で西煙鎮に居住しているが、2人とも年を取って働けないため、子供たちの援助で生活している。そして、控訴人李の体には、上記の拉致・監禁・強姦・暴行等のために、頭部には陥没した傷痕があつて頭が痛くなったり、緊張すると気分が悪くなったりする、左手はその手首が右手首より細くなっている上、自由に動かない、左大腿部を負傷したため左臀部が右臀部よりも小さく、足の長さも左脚の方が短い、右目は上記のベルトによって顔面を殴打されて以来見えなくなり、若いころにはある程度見えた左目も今はほとんど見えなくなっている等の後遺症が残っている。

### (3) 控訴人劉の被害事実等

控訴人劉は、1927年春、中国山西省孟縣西潘鄉羊泉村で農家の8番目の子供として生まれが、ほかの子供たちはいずれも幼少時に死亡したため、事実上一人っ子である。

控訴人劉は、1943年の旧暦3月ころ（新暦の4、5月ころ）、3人の中国人と3人の武装した日本軍兵士らによって無理やり自宅から連れ出され、銃底で左肩を強打されたり、後ろ手に両手を縛られるなどして抵抗を排除された上、進圭村にある日本軍駐屯地に拉致・連行され、ヤオドンの中に監禁された。そして、当日、上記の3人の中国人に強姦されたのを初めとして、ヤオドンあるいは砲台の中の部屋で多数の日本軍兵士らによって強姦された。当時、控訴人劉は、未婚であり、性交の経験もなかった。次の日からも、このような監禁と強姦が約40日間にわたって続けられた。

控訴人劉は、同控訴人の状況を聞き知つて駆けつけた父が、「娘の体を治したら、また連れて来るので、いったん帰らせてほしい」と懇願したことにより、父に引き取られ、やっと解放された。

その後、控訴人劉は、結婚したが、村の人々が上記のような控訴人劉の被害事実を知っていたため、相手は年の非常に離れた再婚の男性だった。控訴

人劉は、その男性との間で5人の子供を生み、現在は、既に夫は死亡し、3男と同居して暮らしている。

控訴人劉は、上記の拉致・連行・監禁・強姦等により多くの傷害を負わされた。特に、銃底で殴られた左肩の傷はその後も治らず、そのため左右の手の太さや長さが違ってくるまでになったり、左手では物も持てない状態であるなどの苦しみが続いている。

#### (4) 控訴人周の被害事実等

控訴人周は、1925年に生まれ、15歳で結婚し、山西省孟県西潘郷李庄村で夫とその家族と共に暮らしていた。控訴人周は、18歳のときに共産党に入党し、村の婦連（共産党に関係した地元の婦人組織）の主任として活動していた。

1944年3月、控訴人周を含む共産党组织の12名が会合を開いているところへ日本軍が襲い、控訴人周は、銃底で左腕を殴られたり、後ろ手に縛られたりして進圭村に連行され、一軒の民家に監禁された。その日の夜、控訴人周は、何人もの日本軍の兵士に立て続けに強姦された。次の日以降も、控訴人周は、少なくとも6日間にわたり上記の部屋に監禁された状態で、日本軍兵士らに連日連夜強姦された。ある日、控訴人周は、進圭村から他の場所に連行されて行く途中で八路軍に救出され、家に戻ることができた。

控訴人周は、上記の暴行・強姦等のため、体が思うように動かず、夫との間で夫婦生活を行うこともできなくなり、子供をもうけることもできなかつた。夫は体を悪くして農作業を行うことができなくなり、ついに自殺してしまった。その後、控訴人周は、生活のために子供のある男性と結婚したが、その夫も既に亡くなり、現在は夫の連れ子の娘の世話をなっている。そして、控訴人周は、今なお上記のような暴行・強姦による恐怖を繰り返し思い出すことを余儀なくされるなど、精神的に苦しむ日々が続いている。

#### (5) 控訴人陳の被害事実等

控訴人陳は、1923年、山西省孟縣西潘鄉侯庄村で生まれ、15歳のとき当時18歳であった夫と結婚し、羊泉村で夫及びその両親と一緒に住んでいたが、後に夫は八路軍に身を投じ、任務で家を空けるようになった。

1943年旧暦7月ころ、控訴人陳は、日本軍兵士によって強制的に進圭村の日本軍駐屯地に拉致・連行され、日本軍兵士などから「夫の居場所を吐け」などと尋問されたり、何回も殴打されるなどした上、ヤオドンの中に監禁され、多数の日本軍兵士に強姦されたのを初めとして、約20日間にわたり、監禁された状態で、夜昼なく何人もの日本軍兵士らに強姦された。控訴人陳は、上記の暴行・強姦などによる傷害等のため、人が呼んでも反応しないような状態になってしまったが、これを伝え聞いた家族らが物を売ったり借りたりして金を作り、これを日本軍に渡して控訴人陳を取り戻した。

控訴人陳は、実家に戻って半年ほど暮らした後、夫がまだ帰っていない嫁ぎ先に戻ったが迎え入れてもらえなかつたため、実家で生活した。その後、八路軍を退役した夫も控訴人陳の実家で2年ほど共に暮らした上、羊泉村に戻り、夫の実家近くに家を借りて暮らした。夫との間には、男子4人、女子2人の子供がいる。

控訴人陳は、上記の暴行などによる傷害のため、現在でも、右大腿部に折れた骨の突出した部分が残っており、杖をつかないと歩くことができないし、日本軍兵士らに捕えられる夢を繰り返し見るなどする。なお、夫は1999年に亡くなった。

(なお、上記(2)ないし(5)の事実認定について付言すると、控訴人らは、本件における事実関係に関し、前記引用に係る原判決別紙「事実関係に関する原告らの主張」のとおり、極めて具体的詳細な主張を行い、前掲証拠中の控訴人らの供述及びその作成の陳述書にはこれに沿う部分があるが、出来事からの時間的経過や、控訴人らはいずれも当時の体験をそれに近接した時間内に記録していたわけでもないこと等にかんがみると、本件における事実として

は上記の限度で認定するのが相当である。)

## 2 爭点1（国際法に基づく損害賠償請求権の有無）について

当裁判所も、ハーグ陸戦条約及び同内容を有する国際慣習法等の国際法規に基づく控訴人らの請求は、いずれも失当というべきであると判断する。その理由は、当審における控訴人らの主張を踏まえても、原判決「事実及び理由」欄の「第3 爭点に対する判断」の「1 爭点1（国際法に基づく損害賠償請求権の有無）について」（原判決54頁9行目から59頁2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 3 爭点2（国内法に基づく損害賠償請求権の有無）について（その(1)〔中華民国民法に基づく請求権の有無〕）

前記1の認定事実によれば、控訴人らに対する本件各行為は、いずれも独立して不法行為となり得るものであることが明らかであり、本件各行為はいずれも当時の中華民国国内において行われたものであるから、本件において、法例11条1項により中華民国民法が適用され得る余地がある。しかし、前記1で認定したとおり、本件各行為は、日本軍の作戦及びその実施等と関連・付隨して発生したものであることは否定できないところであり、控訴人らも、その前提で、被控訴人に対して損害賠償請求をしているのであって、日本軍構成員らの犯した不法行為ではあるが、本件において問題とされているのは、このような本件各行為についての被控訴人に対する国家賠償請求の成否であるところ、本件において問題とされている法律関係は、個人（私人）の私的利息の救済が問題とはされているものの、他方で、公法的性質が強く、我が国の公益とも密接な関連を有するものであることが明らかであるから、国際私法によってその準拠法を決定すべき法律関係ではないといわざるを得ない。すなわち、本件においては、不法行為を行った日本兵等個人の責任ではなく、本件各行為に対する被控訴人の責任が問題とされているところ、当時の我が国の政策の決定・実施、これに伴う日本軍の作戦の策定実行という公法的性質の強いものと関連・